

# 川越市青少年育成推進員の手引き



## 川越市青少年を育てる市民会議

市民会議シンボルマーク

青い大空に向かって育成する、川越の“川”の字を市民と青少年の明るい希望の姿に表現したもので、市内在住の小川正夫さんの作品です。

# 川越市青少年育成推進員の手引き

## 第1 青少年を育てる市民会議

### 1 発足までの経緯

青少年を育てる市民会議は、川越市民憲章の精神にのっとり、広く市民の総意を結集し、国、県及び市の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、昭和59年7月21日に発足しました。また、市民会議の発足に合わせ、地域で実践活動を行う組織として「地区会議」が結成され、地域活動のリーダーとして「青少年育成推進員」が委嘱されました。

### 2 市民会議の役割

市民会議は、青少年健全育成や非行防止のために行政より近い立場で、市民総ぐるみでの地域の青少年健全育成活動を推進、支援しております。

また、市民会議は、地域における青少年育成活動を支持し、調整し、また青少年行政と呼応し、市単位の問題に取り組んでいくための運動体としての役割を果たしています。

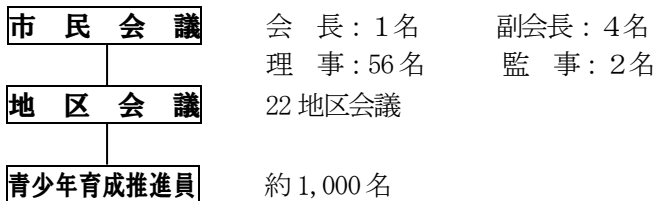
### 3 市民会議を構成する62機関・団体

川越市	ボーイスカウト西部初雁地区川越協議会
教育委員会	ガールスカウト川越地区協議会
自治会連合会	交通安全母の会
PTA連合会	交通指導員会
子ども会育成団体連絡協議会	私立保育園協会
スポーツ協会	私立幼稚園・認定こども園協会
スポーツ推進委員連絡協議会	あそびの学校
民生委員児童委員協議会連合会	川越・富士見モラロジー事務所
保護司会	青少年育成アドバイザー
更生保護女性会	商店街連合会
社会福祉協議会	青年会議所
老人クラブ連合会	川越ロータリークラブ
少年補導員会	川越小江戸ロータリークラブ
少年非行防止ボランティア連絡会	川越西ロータリークラブ
川越販売防犯連絡協議会	川越中央ロータリークラブ
青少年団体連絡協議会	川越ライオンズクラブ
青少年相談員協議会	川越初雁ライオンズクラブ

川越葵ライオンズクラブ  
 川越中央ライオンズクラブ  
 川越市公民館  
 小学校長会  
 中学校長会  
 県公立高等学校校長会  
 青少年を育てる第1地区会議  
 青少年を育てる第2地区会議  
 青少年を育てる第3地区会議  
 青少年を育てる第4地区会議  
 青少年を育てる第5地区会議  
 青少年を育てる第6地区会議  
 青少年を育てる第7地区会議  
 青少年を育てる第8地区会議

青少年を育てる第9地区会議  
 青少年を育てる第10地区会議  
 青少年を育てる第11地区会議  
 青少年を育てる芳野地区会議  
 青少年を育てる古谷地区会議  
 青少年を育てる南古谷地区会議  
 青少年を育てる高階地区会議  
 青少年を育てる福原地区会議  
 青少年を育てる大東地区会議  
 青少年を育てる霞ヶ関地区会議  
 青少年を育てる霞ヶ関北地区会議  
 青少年を育てる名細地区会議  
 青少年を育てる山田地区会議  
 青少年を育てる川鶴地区会議

#### 4 市民会議組織図



#### 5 青少年を育てる地区会議とは

地区会議は、市民会議の中に置かれた組織であり、広く地域住民の総意を結集し、市及び市民会議の施策に呼応して地域の実情に合った活動を展開しています。

構成メンバーは、地域内にある青少年育成に関係する機関・団体及び青少年育成推進員です。

それぞれの団体等が協力・補完することで、地域総ぐるみの運動としての効果を発揮することが期待されます。

地域の実情によって違いはありますが、考えられる構成メンバーとしては次のような団体が挙げられます。



青少年育成推進員	校区スポーツ振興連絡会	公民館
自治会	地区社会福祉協議会	市民センター
自治会連合会	少年補導員	交通安全母の会
校区PTA	青少年相談員	小・中学校
校区子ども会育成会	幼稚園	等

また、地区会議は次に掲げる事業を行います。

- (1) 地域住民に対する啓発活動
- (2) 社会環境浄化を図るための活動
- (3) 青少年団体・グループ活動の援助
- (4) 明るい家庭づくりの促進
- (5) 諸機関及び団体との連携活動
- (6) その他会議の目的を達成するための事業



## 第2 青少年育成推進員

### 1 青少年育成推進員とは

青少年育成活動の成果を高めるには、行政だけでは限界があります。青少年をめぐる様々な問題を、地域の課題として考え、対応することにより、その広がり、やがて行政への提言ともなり、地域連帯性を高めることにつながります。

そのため、地域のリーダーとして、若者の活動支援を図り、相談相手になり、グループ活動などを推進する役割として「青少年育成推進員」を委嘱し、地域のより一層の連帯を強め、公の施策との連携を高めていくことをお願いしています。

### 2 青少年育成推進員は何をしたらよいか



#### 青少年育成推進員設置要綱

##### 第3条（任務）

- (1) 青少年健全育成及び非行防止活動の推進に関すること。

青少年育成の目標を次の6つとし、地区会議で実施される活動に参加、協力していただきます。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 元気な身体を育てる | (4) 社会性を育てる    |
| (2) 健やかな心を育てる | (5) 文化の担い手を育てる |
| (3) 自主性を育てる   | (6) 国際性を育てる    |

(3) 青少年地域活動顕彰の対象者の発見及び推薦をすること。

住みよい地域社会のため、健全な地域活動に励んでいる個人、団体またはグループを表彰する制度があります。顕著な活動が認められる、地域の青少年（20歳未満）を発見し、推薦していただきます。推薦は、毎年1回（夏ごろ）、地区で選出された代表推進員にお願いしています。

地区で活動し、頑張っている青少年を、ぜひ推薦してください。

<埼玉県、川越市からのお知らせ>

毎月第3日曜日は「家庭の日」



忙しい毎日の生活の中では、家族みんなで過ごす時間が少なくなりがちです。

そこで、家族団らんの場を設けたり、家族一緒に地域の行事に参加したりするなど、家族で過ごすよう心がけ、あらためて家庭をふりかえり、明るい家庭づくりを考える日として、毎月第3日曜日は「家庭の日」と定められました。

毎月第3金曜日は「青少年を育てる日」

埼玉県では「毎月第3金曜日は少年を非行からまもる日」と定めています。川越市青少年を育てる市民会議では、その一層の推進を図るとともに青少年の健全な育成を願い、この日を「青少年を育てる日」と決めました。

## 参 考 資 料

### 1 青少年を育てる市民会議規約（抜粋）

（名称）

第1条 この会議は、川越市青少年を育てる市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

（目的）

第3条 市民会議は、川越市民憲章の精神にのっとり、広く市民の総意を結集し、国、県及び市の施策に呼応して、次代を担う青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的とする。

（地区会議）

第6条 市民会議に、地域ぐるみの運動を推進するために、青少年を育てる地区会議を置く。

（青少年育成推進員）

第7条 市民会議、地区会議の趣旨を地域に徹底させるため、別に定める要綱に基づき青少年育成推進員を置くことができる。

### 2 青少年育成推進員設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 青少年を育てる市民会議（以下「市民会議」という。）規約第7条の規定により、青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

（性格）

第2条 推進員は、青少年育成市民運動の中核として活動するものであって、自治会内の実情に即した実践活動を展開する。

（任務）

第3条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年健全育成及び非行防止活動の推進に関すること。
- (2) 川越市、市民会議及び地区会議から依頼された業務に協力すること。
- (3) 青少年地域活動顕彰の対象者の発見及び推薦をすること。
- (4) その他地域活動の活性化を図ること。

（推薦及び人数）

第4条 推進員は、自治会が推薦し、地区会議を経由する。

2 推進員は、各自治会概ね50世帯に1人の割とする。ただし、5人に満たない場合は5人とする。

（任期及び委嘱）

第5条 推進員の任期は、2年とし、市民会議会長が委嘱する。

2 欠員及び増員により新たに委嘱された推進員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(代表推進員)

第6条 推進員の互選により自治会ごとに代表推進員を置く。なお、代表推進員は、自治会三役とすることが望ましい。

(選考基準)

第7条 推進員の推薦にあたっては、次の要件を有する者とする。

- (1) 青少年健全育成についての理解と熱意のある者
- (2) 単に役職のみにとらわれることなく、実践活動ができる者
- (3) 原則として自治会、子ども会等団体の活動背景を持つ者

### 3 青少年地域活動顕彰(やまぶき褒賞)実施要綱(抜粋)

#### 1 趣旨

明るく住みよい地域社会建設のため、健全な地域活動に励んでいる個人・団体又はグループを顕彰することにより、その活動を奨励するとともに青少年の社会参加を助長し、豊かな人間性を育み、たくましい心豊かな青少年の育成を図る。

#### 2 対象

青少年(20歳未満)とし、次に掲げる活動に顕著なものが認められるものとする。

- (1) 社会環境の浄化、公共施設等の奉仕、公衆道徳の普及、郷土文化の向上、自然愛護等の社会参加活動
- (2) 地域社会の調査、研究活動
- (3) その他、地域の進展に貢献し、他の模範となる活動

\*具体例

社会参加活動	社会環境の浄化	空カンひろい、草刈り、違法広告物の撤去
	公共施設等の奉仕	児童館、集会場、公園、通学道路、神社、寺、駅前、バス停、カーブミラー、道路標識の清掃、放置自転車の整理整頓
	公衆道徳の普及	あいさつ運動、火の用心運動、交通安全運動、老人ボランティア(一人暮らし老人への励まし運動)
	郷土文化の向上	伝統芸能の継承、ふるさと再発見、文化財保護
	自然愛護	花壇づくり、公共施設等の樹木手入れ、愛鳥運動、緑化運動
地域社会の調査研究活動	昆虫、魚、植物の観察、気象等自然条件の観測、食品の研究活動	
その他、地域の進展に貢献し、他の模範となる活動	地域内交流、障害者ボランティア	

#### 3 顕彰候補者の推薦

- (1) 推薦は、市民会議加盟団体の長、地区会議の会長、青少年育成推進員、小・中・高等学校長及び特別支援学校長が行う。

川越市青少年を育てる市民会議  
川越市元町1丁目3番地1  
電話 049-224-5724 (直通)  
(こども未来部こども育成課内)